新 IH 第1条 抵当権の設定 第1条 抵当権の設定 抵当権設定者は、債務者が(西暦) 年 月 日付金銭 抵当権設定者は、債務者が(西暦) 年 月 日付金銭 消費貸借契約(「住宅ローン契約書」によるものをいい、以下「原 消費貸借契約(「住宅ローン契約書」によるものをいい、以下「原 契約」といいます)に基づき、貴社に対し負担する次の(1)な 契約」といいます)に基づき、貴社に対し負担する次の要項の いし(3)の要項の債務(以下「本債務」といいます)を担保す 債務(以下「本債務」といいます)を担保するため原契約なら るため原契約および以下の約定を承認のうえ、その所有する後 びにこの約定を承認のうえ、その所有する後記物件の上に、順 記物件(以下「抵当物件」といいます)の上に、順位後記の抵 位後記の抵当権を設定しました。 当権(以下「本抵当権」といいます)を設定します。 (1) 金額 金__ 年 % (月割計算とし、月未満 (1) 金額 円也 (2)利率 金

利率 %(月割計算とし、<u>1</u>月未 満の期間は年365日の日割計算)

年 14% (年 365 日の日割計算) 損害金

第2条 登記等

- 1. 抵当権設定者は、本抵当権の行使を妨げるような権利または事実 が存在しないことを保証します。
- 2. 略
- 第3条 抵当物件 1. 抵当権設定者は、あらかじめ貴社の承諾がなければ抵当物件 (抵当物件が建物の場合、その敷地の借地権を含む。以下同 じ)を譲渡し、その上に他の物権、賃借権等の権利を設定し、 現状を変更する等抵当物件の価値を減少し、または本抵当権
- 2. 略

(2)

(3)

の行使を妨げるおそれのあるいっさいの行為をしません。

第4条 増担保

抵当権設定者が抵当物件である建物を増築もしくは改築し、 または抵当物件である土地に新たに建物を建築したときは、 その建物はすべて本債務の増担保として貴社に提供し、遅滞 なくこれに関して必要な手続きをとります。

第5条 抵当物件の異動通知

- 1. 抵当権設定者は、抵当物件につき原因のいかんにかかわらず、変 更、損傷、滅失その他の異動を生じ、その価値が減少し、または本 抵当権に不利益をおよぼすおそれのある事実が生じたときは、直 ちにその旨を貴社に通知します。
- 2. 略

第6条 補償金等による弁済

抵当権設定者は、抵当物件につき譲渡、土地明渡し、公用徴収そ の他の原因によって譲渡代金、立退料、補償金、清算金などの 債権が生じたときは、その権利を貴社に譲渡する等、貴社が直 接これを受領するために必要な手続きをとります。貴社はこれ を受領したうえ、期限のいかんにかかわらず、本債務の弁済に 充当することができます。

第7条 損害保険

抵当権設定者および債務者は、抵当物件の損害保険について次

第2条 登記等

(3)

1. 抵当権設定者は、本抵当権の行使を妨げるような権利または事実が 存在しないことを保証しました。

の期間は年365日の日割計算) 損害金 年 14% (年 365 日 日割計算)

円也

2. 略

第3条 抵当物件

- 1. 抵当権設定者は、あらかじめ貴社の承諾がなければ抵当物件 (抵当建物の敷地の借地権を含む。以下同じ)を譲渡し、その 上に他の物権、賃借権等の権利を設定し、現状を変更する等 抵当物件の価値を減少し、または抵当権の行使を妨げるおそ れのあるいっさいの行為をしません。
- 2. 略

第4条 増担保

抵当権設定者が抵当物件である建物を増築もしくは改築し、 または抵当物件である土地に新たに建物を建築したときは、 その建物はすべて本債務の増担保として貴社に提供し、遅滞 なくこれに関して必要な手続をとります。

第5条 抵当物件の異動通知

- 1. 抵当権設定者は、抵当物件につき原因のいかんにかかわらず、変 更、損傷、滅失その他の異動を生じ、その価値が減少し、または 抵当権に不利益をおよぼすおそれのある事実が生じたときは、直 ちにその旨を貴社に通知します。
- 2. 略

第6条 補償金等による弁済

抵当権設定者は、抵当物件につき譲渡、土地明渡し、公用徴収そ の他の原因によって譲渡代金、立退料、補償金、清算金などの 債権が生じたときは、その権利を貴社に譲渡する等、貴社が直 接これを受領するために必要な手続をとります。貴社はこれを 受領したうえ、期限のいかんにかかわらず、本債務の弁済に充 当することができます。

第7条 損害保険

抵当権設定者および債務者は、抵当物件の損害保険について次

- の各項を承諾します。
- 1. 抵当権設定者は、<u>貴社の請求があった場合には、本</u>抵当権が 存続する間抵当物件に対し、貴社の同意する保険会社と貴社 の指定する金額以上の損害保険契約を締結または継続し、そ の保険契約に基づく権利のうえに貴社のため質権を設定し、 またはその保険契約に抵当権者特約条項をつけます。
- 2. 抵当権設定者は、前項の保険契約以外に抵当物件に対し保険契約を締結したときは直ちに貴社に通知し、前項と同様の手続きをとります。
- 3. 前2項の保険契約の継続、更改、変更および抵当物件罹災後の保険金等の処理については、すべて貴社の指示に従います。
- 4. 貴社が債権保全のため、必要な保険契約を締結しもしくは抵 当権設定者に代って保険契約を締結または継続し、その保険 料を支払ったときは、債務者および抵当権設定者は連帯して 貴社の支払った保険料その他の費用に、その支払日から年 14%(ただし、年365日<u>の</u>日割計算とする)の割合の損害金 をつけて支払います。
- 5. 前4項による保険契約に基づく保険金を貴社で受領したときは、本債務の弁済期前でも法定の順序にかかわらず、貴社はその弁済に充当することができます。

第8条 抵当物件が建物の場合の敷地借地権

- 1. 抵当権設定者は、抵当物件が建物の場合、その敷地につきその借地権設定期間が満了するときは、借地権が借地借家法第22条・第23条・第24条の定期借地権等である場合を除き、あらかじめ借地権設定契約の継続の手続きをとります。また、敷地の所有者に変更があったときは直ちに貴社に通知し、借地権の種類・内容に変更を生じるときはあらかじめ貴社に通知します。
- 2. <u>抵当権設定者は、借地権設定契約の</u>解約、賃料不払、借地権の種類・内容の変更その他借地権の消滅または変更をきたすようなおそれのある行為をせず、またこのようなおそれのあるときは、借地権保全に必要な手続きをとることはもちろん、建物が滅失した場合にも貴社の同意がなければ借地権の転貸その他任意の処分をしません。
- 3. 抵当物件が火災その他により滅失し、建物を建築する場合には、抵当権設定者は、直ちに借地借家法第10条第2項の所定の掲示を行ったうえ、速やかに敷地の所有者の承諾を得て建物を建築して、抵当物件に設定されていた抵当権と同一内容・順位の抵当権を設定します。また、直ちに建物の建築をしない場合において抵当物件にかかる保険金等によって本債務を弁済してもなお、残債務があるときは、借地権の処分について貴社の指示に従うものとし、貴社はその処分代金をもって本債務の弁済に充当することができます。

第9条 任意処分

債務者による原契約の債務不履行があったときは、貴社は抵当物件を必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により任意に処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本債務の弁済に充当することができ、なお残債務がある場合には債務者は直ちに弁済します。

第10条 費用の負担

債務者または抵当権設定者は、証書の作成、<u>本</u>抵当権に関する設定、解除または変更の登記ならびに抵当物件の調査または処分その他この契約に関して必要ないっさいの費用を負担します。

の各項を承諾します。

- 1. 抵当権設定者は、<u>この</u>抵当権が存続する間抵当物件に対し、 貴社の同意する保険会社と貴社の指定する金額以上の損害 保険契約を締結または継続し、その保険契約に基づく権利の うえに貴社のため質権を設定し、またはその保険契約に抵当 権者特約条項をつけます。
- 2. 抵当権設定者は、前項の保険契約以外に抵当物件に対し保険契約を締結したときは直ちに貴社に通知し、前項と同様の手続をとります。
- 3. 前 2 項の保険契約の継続、更改、変更および<u>保険目的</u>物件罹 災後の保険金等の処理については、すべて貴社の指示に従い ます。
- 4. 貴社が債権保全のため、必要な保険契約を締結しもしくは抵当権設定者に代って保険契約を締結または継続し、その保険料を支払ったときは、債務者および抵当権設定者は連帯して貴社の支払った保険料その他の費用に、その支払日から年14%(ただし、年365日日割計算とする)の割合の損害金をつけて支払います。
- 5. 前4項による保険契約に基づく保険金を貴社で受領したとき は、債務の弁済期前でも法定の順序にかかわらず、貴社はそ の弁済に充当することができます。

第8条 借地権

- 1. 抵当権設定者は、抵当建物の敷地につきその借地期間が満了 したときは、借地借家法第22条・第23条・第24条の定期 借地権を除き<u>直ちに</u>借地契約継続の手続をとります。また、 土地の所有者に変更があったときは直ちに貴社に通知し、借 地権の種類・内容に変更を生じるときはあらかじめ貴社に通 知します。
- 2. 解約、賃料不払、借地権の種類・内容の変更その他借地権の 消滅または変更をきたすようなおそれのある行為をせず、ま たこのようなおそれのあるときは、借地権保全に必要な手続 をとることはもちろん、建物が滅失した場合にも貴社の同意 がなければ借地権の転貸その他任意の処分をしません。
- 3. 抵当物件が火災その他により滅失し、建物を建築する場合には、直ちに借地借家法第10条第2項の所定の掲示を行ったうえ、速やかに<u>地主</u>の承諾を得て建物を建築して<u>この</u>抵当権と同一内容・順位の抵当権を設定します。また、直ちに建物の建築をしない場合に<u>は</u>保険金等によって弁済<u>を</u>してもなお残債務があるときは、借地権の処分について貴社の指示に従うものとし、貴社はその処分代金をもって債務の弁済に充当することができます。

第9条 任意処分

債務不履行のときは、貴社は抵当物件を必ずしも法定の手続に よらず、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により任 意に処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を、法 定の順序にかかわらず、本債務の弁済に充当することができ、 なお残債務がある場合には債務者は直ちに弁済します。

第10条 費用の負担

債務者または抵当権設定者は、証書の作成、抵当権に関する設定、解除または変更の登記ならびに抵当物件の調査または処分その他この契約に関して必要ないっさいの費用を負担します。

第11条 管轄裁判所

略

第11条 管轄裁判所

略

第12条 担保保存義務の免除、代位

- 1. 抵当権設定者は、貴社の都合によって本債務にかかる他の担保もしくは保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 2. 略

第12条 担保保存義務の免除、代位

- 1. 抵当権設定者は、貴社の都合によって他の担保もしくは保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- 2. 略

第13条 敷地利用権の対象となる土地の取得等に伴う追加担保 の差入れの場合

債務者および抵当権設定者は、貴社に本債務の担保として差し入れた土地以外の土地を借入金に係る住宅に関する敷地利用権(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第6項に規定する敷地利用権をいいます)の対象とする場合は、遅滞なく貴社にその旨を通知し、貴社の指示により本債務の担保として、当該土地を追加担保として差し入れ、貴社のために直ちに必要な登記手続を完了させたうえで、その登記事項証明書を貴社に提出します。

第13条 敷地利用権の対象となる土地の取得等に伴う追加担保 の差入れの場合

債務者および抵当権設定者は、貴社に本債務の担保として差し入れた土地以外の土地を借入金に係る住宅に関する敷地利用権(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第6項に規定する敷地利用権をいいます。)の対象とする場合は、遅滞なく貴社にその旨を通知し、貴社の指示により本債務の担保として、当該土地を追加担保として差し入れ、貴社のために直ちに必要な登記手続きを完了し、その登記事項証明書を貴社に提出します。

第14条 反社会的勢力の排除

- 1. 抵当権設定者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。
- (1) 略
- (2) 略
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または 第三者に損害を加える目的をもってする<u>こと</u>など、不当に 暴力団員等を利用していると認められる関係を有するこ と
- (4) 略
- (5) 略
- 2. 抵当権設定者は、自らまたは第三者を利用して次の各<u>号</u>のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- 3. 抵当権設定者が、暴力団員等もしくは 1 <u>項</u>各<u>号</u>のいずれかに該当し、もしくは 2 <u>項</u>各<u>号</u>のいずれかに該当する行為をし、または 1 <u>項</u>の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、債務者は貴社から返還請求を受けたときは、本債務の全部につき期限の利益を喪失し、原契約に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

第14条 反社会的勢力の排除

- 1. 抵当権設定者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の項号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。
 - (1) 略
 - (2) 略
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または 第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力 団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 略
- (5) 略
- 2. 抵当権設定者は、自らまたは第三者を利用して次の各<u>項</u>のいずれにも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- 3. 抵当権設定者が、暴力団員等もしくは<u>第</u>1 <u>号</u>各<u>項</u>のいずれかに該当し、もしくは<u>第</u>2 <u>号</u>各<u>項</u>のいずれかに該当する行為をし、または<u>第</u>1 <u>号</u>の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、債務者は貴社から返還請求を受けたときは、本債務の全部につき期限の利益を喪失し、原契約に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

第15条 規定の変更

抵当権設定者は、次の各項に該当する場合には、貴社があらか じめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容 および効力発生日を、貴社 WEB サイトにおいて公表するほか、 必要があるときにはその他相当な方法で周知したうえで、貴社 が本規定を変更できることに同意します。

- 1. 変更の内容が抵当権設定者の一般の利益に適合するとき。
- 2. 変更の内容が、この契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の 内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なもの であるとき。